

議案第 22 号

石岡市情報通信技術を活用した行政の推進等に関する条例の一部を改正する条例を制定することについて

石岡市情報通信技術を活用した行政の推進等に関する条例の一部を改正する条例を制定することについて、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 96 条第 1 項第 1 号の規定により議会の議決を求める。

令和 7 年 2 月 25 日 提 出

石岡市長 谷 島 洋 司

提 案 理 由

情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るためのデジタル化社会形成基本法等の一部を改正する法律が施行されたことに伴い、所要の改正をするため。

石岡市情報通信技術を活用した行政の推進等に関する条例の一部を改正する条例

石岡市情報通信技術を活用した行政の推進等に関する条例（平成17年石岡市条例第15号）の一部を次のように改正する。

第1条中「第13条第1項」を「第16条第1項」に改める。

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。